

東海村議会では残念ながら、質問は 3 回までしかできないのがルールです。質問をうまく組み立てられないと、詰めきれなくなってしまう。力及ばずでした。

### (大名 質問)

住民の方から、「節水に努めているが、下水道料金を含めて 2 ヶ月で 5,100 円は高い。今月の検針で 5 立方メートルしか使っていないので、とても損をしている気になる。基本料金の水量のくくりを 20 立方メートルまでとせず、5 立方メートル毎の設定に変更はできないものか。どうせ払わなければならないのであればと考えると節水することが馬鹿らしくなってくる」という声が寄せられました。努力して 1 ヶ月 5 立方メートルくらいの使用ですむ家庭にとっては、このような気持ちになるのは理解できるものです。

3 点お聞きします。

1 点は、基本料金の水量設定の考え方は何か。

2 点は、使用水量の状況で、基本料金の範囲 20 立方メートル以内の割合は、全体のどの位になるか。

3 点は、基本料金の水量設定を、少量使用の家庭に配慮した設定変更を検討してはどうか、以上、お聞きします。

### [建設農政部長 答弁]

ご質問の基本料金の水量設定の考え方でございますが、基本料金に一定の水量を付与するものであり、一般家庭にあつては、一定水量までの料金を定額にすることにより、日常生活に最低限必要な生活用水料金の低廉化を図るとともに、その範囲内の水を自由に使用することで公衆衛生の向上に寄与するものでございます。また、使用水量に関わらず、固定的に発生する経費の一部を賄い、経営の安定性を確保するための方策でもございます。1 ヶ月 10 立方メートルの基本水量につきましては、標準世帯（4 人家族）の 1 ヶ月の使用水量を 22 立方メートル程度と見込んで、基礎的に必要とされる生活用水の量がその約半分と考え、必要とされる最低限の生活環境基準として設定しているものでございます。

次に、使用水量の状況で、基本料金の範囲 20 立方メートル以内の割合は全体のどの位になるか、とのご質問でございますが、約 31 パーセントとなっております。

最後に、基本料金の水量設定を少量使用の家庭に配慮した設定変更を検討しては、とのご質問でございますが、議員がおっしゃるように 1 ヶ月 10 立方メートルまで水道料金が変わらないことに対する不公平感や節水意識が報われないというご意見も真摯に受け止め、今後の料金改定の際の水量設定の在り方を考えてまいります。

しかしながら、公営企業としての財政の基盤を整備する資金や最低限かかる維持費を基本料金から確保するという面もございますので、十分に検討してまいりたいと存じます。

※村は、議会の承認を経て（共産党は反対しました）現在、5 回に分けて料金引き上げを行っています。2 回まで引き上げてきました。この答弁は、3 回目の料金引き上げ時に、水量設定の変更を検討する、という意味です。ですから、「水量設定変更では、新たな料金引き上げを行わないように」ということの確認が必要です。

## (大名 再質問)

そもそも基本料金の設定は、水道法第1条の達成と、事業経営の安定性を確保するため行われているとの答弁ですが、本村の場合、基本料金以内の使用世帯約31%約5000世帯にも、経営の安定性を支える役割を強めていることがわかります。

私の元に声を寄せてくださった方は、借家に母親と二人暮らしの50歳代の男性で、パート勤め。本人の給与と母親の年金で年収は200万円以下の非課税世帯です。

- ◆トイレは小の時は毎回は流さない。
- ◆ボールや2Lのペットボトルに、1滴ずつ落として貯める。
- ◆入浴はおおよそ週に2回程度。
- ◆洗顔や食器洗い時は水を出したままにせず、出来るだけ少量にする。

これらを日課とし、この1年間、使用水量は月10立方メートルを超えることはなく、6、7月は6立方メートルだったそうです。

これらをふまえ、質問ですが、

1点は、31%の方々の生活状況は、把握できているのか。

2点は、村が料金の低廉化に努めることは必要ですが、その責任をこうした生活状況の世帯の方々にも負わせるのではなく、例えば、高すぎる県水の契約水量を実態に見合った量へと減らしてもらうよう県に働きかけるなど、経営努力こそ必要です。この立場で水道料金を引き上げることなく、また、村民が生活実態にあった水使用と料金支払いができるよう基本料金の設定変更を検討すべきと考えます。

見解を伺います。

## [部長 再質問への答弁]

2点ご質問を頂きました。

まず、ご質問の31%の方々の生活状況につきましては、個別に把握することは困難な状況でございます。

また、村民の生活状態にあった料金体系につきましては、水道利用者それぞれの使用量にあわせた料金設定が一番の方法かとは思いますが、現実的には31%の方々の使形態がまちまちであり、基本水量の設定は非常に複雑で難しいものと捉えております。そのため、今後は、議員がおっしゃるように県水の契約水量の見直しについて、関係市町村と構成しております県中央広域建設促進協議会を通じて、県に働きかけを行うなど、使用者の方々が納得できる基本水量及び料金設定の在り方を考えてまいります。

## (大名 再々質問)

確認いたしますが、県水の契約水量の見直しにより受水料金が引き下げられれば、新たな料金の引き上げをしないで基本水量の体系を見直すことは可能になるということなのか、いかがですか。

[部長 再々質問への答弁]

生活スタイルの変化により世帯の人数構成も変ってきている状況から、使用量の実態に合わせた料金体系は重要なことだと考えておりますので、見直しにつきましては、その時点においての収益の状況を見ながら判断することになるかと思います。

※新たな引き上げをしないで見直しできるとは言っていません。

収支の状況を見て判断するという事です。聞き取りしたところ、人口が多い市などでは、引き上げずに見直しできる場合もあるということですが、ひたちなか市では、料金引き上げとともに基本水量設定の見直しを行ったということ。

(大名 質問でなく意見 これは言いつばなしのものです)

31%の世帯の状況把握はできないとのことですが、例えば福祉関係では、高齢者の状況把握など行っているのではないのでしょうか。ぜひ、把握していただけたらと思います。

肝心なことは、水道法第2条がうたっているように、「水は、国民の健康を守るために欠くことのできないもの」です。誰もが安心して水を買うことができるために、料金引き上げを伴わずに基本水量の体系見直しが重要であることを再度述べます。

●下線部分は、自分で何て言ったのかよく覚えていません。議事録ができれば確認します。